

長 第 04190001 号

令和 4 年 9 月 2 2 日

各高齢者サービス事業者 代表者 様

和歌山県福祉保健部
介護サービス指導室長
(公印省略)

With コロナの新たな段階への移行に向けた全数届出の見直しに伴う高齢者施設等における陽性者発生時の対応について（通知）

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の適切な実施について、誠に感謝申し上げます。

このことについて、9月26日（月）から、感染症法に基づく医師の届出（発生届）が限定されることとなります。これにより、施設等でのクラスター発生の早期探知が難しくなることが想定されることから、施設等において職員・利用者等に陽性者が発生した際は、下記基準により管轄保健所に情報提供いただきますようお願いいたします。

各事業所・施設等におかれては、当該内容についてご了知いただき、適切にご対応いただきますようお願いいたします。

記

1. 事業所等から保健所への情報提供の基準

1) 関連性のある複数の陽性者が発生した場合

2) 1名の陽性者が発生した場合について、感染拡大の恐れ※があるとき

※発症する二日前から発症日にかけて業務に従事、もしくはサービスを利用している等の状況が確認された場合

3) 新型コロナウイルス感染症による死亡者が発生した場合

2. 情報提供の方法

1の基準に該当する場合は、感染状況を管轄の保健所に報告

(口頭、または各保健所任意の様式)

○県長寿社会課 介護サービス指導室
TEL : 073-441-2527 (直通)